

いわき都市計画土地区画整理事業の変更
【いわき市復興整備計画（いわき市決定）】

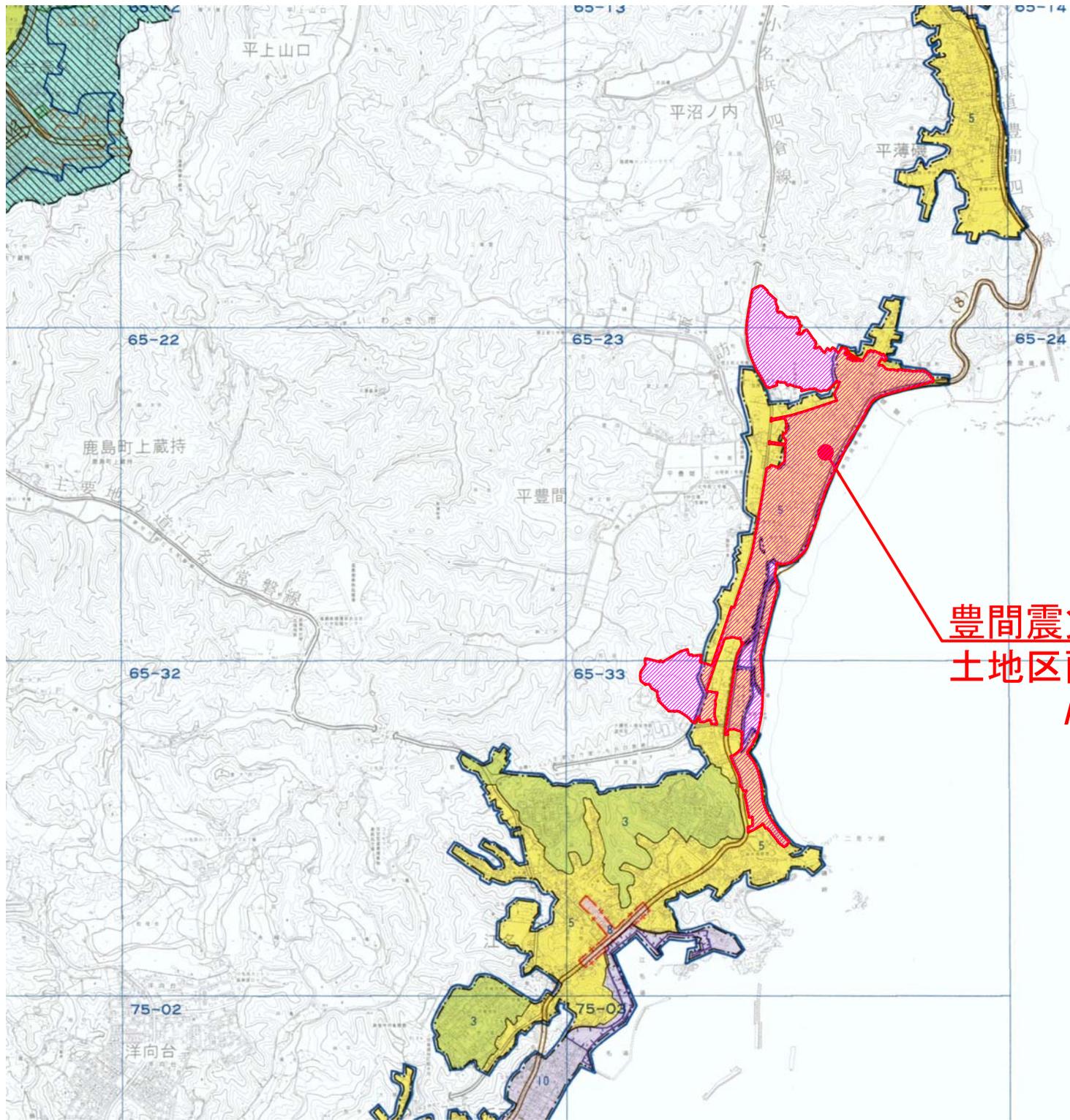
都市計画豊間震災復興土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	豊間震災復興土地区画整理事業			
面 積	約 60.2ha			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・6・174 豊間四倉線	
		幹線街路	3・6・210 小名浜豊間線	
		幹線街路	3・5・211 塩屋町榎町線	
	上記都市計画道路を基幹に土地利用に応じて区画道路を配置し、適正な街区を形成する。			
	公園及び 緑地	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		地区公園	4・4・3 豊間公園	
		緑地	9 豊間防災緑地	
	津波被害の軽減を図り安全で快適な市街地環境を形成させるため、海岸沿い及び河川沿いには津波防災緑地を配置する。 また、公園は、誘致距離等に配慮しながら適正な場所に配置する。 さらに、災害時には観光客や住民の生命確保のための一次避難地や防災活動拠点として活用する津波防災公園を北側造成団地に隣接して配置する。			
	その他の 公共施設	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
防潮の施設		10 豊間地区海岸防潮堤		
河川		3 諏訪川		
津波被害の軽減を図り安全で快適な市街地環境を形成させるため、海岸・河川沿いには堤防を整備する。 また、道路整備に合わせ、雨水排水施設、上水道供給施設を整備する。				
宅地の整備	宅地は住居系の土地利用を基本に整備する。 この内、既成市街地は、被災前の土地利用を考慮し、住環境に配慮しつつ、ある程度の用途混在を許容した住居系用途とし、南北2箇所に配置する高台造成団地は住居専用系用途とする。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

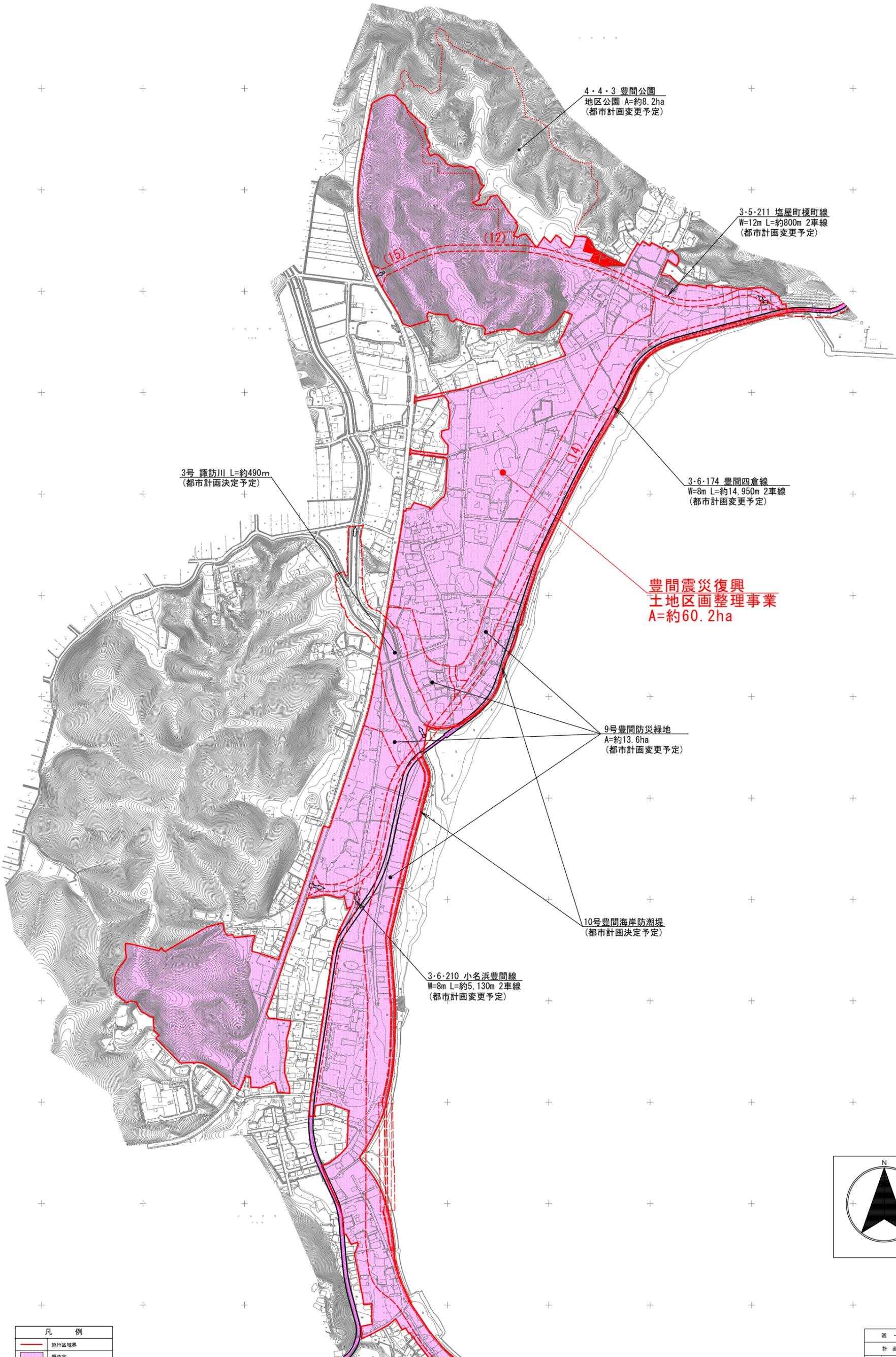
■ 理 由

本事業区域に隣接する都市計画公園、都市計画道路及び雨水排水施設等の適切な配置計画を定め、相互に事業調整を図った結果、土地区画整理事業区域の一部について見直しが必要となったことから、復興整備計画に記載し、豊間震災復興土地区画整理事業を、本案のとおり都市計画の変更しようとするものである。



豊間震災復興
土地区画整理事業
A=約60.2ha

凡	例
	施行区域界
	既決定
	変更分
	廃止分



4-4-3 豊間公園
地区公園 A=約8.2ha
(都市計画変更予定)

3-5-211 塩屋町復興線
W=12m L=約800m 2車線
(都市計画変更予定)

3号 諏訪川 L=約490m
(都市計画決定予定)

3-6-174 豊間四倉線
W=8m L=約14,950m 2車線
(都市計画変更予定)

**豊間震災復興
土地地区画整理事業
A=約60.2ha**

9号豊間防災緑地
A=約13.6ha
(都市計画変更予定)

10号豊間海岸防潮堤
(都市計画決定予定)

3-6-210 小名浜豊間線
W=8m L=約5,130m 2車線
(都市計画変更予定)

凡 例	
	施行区域界
	既決定
	変更分

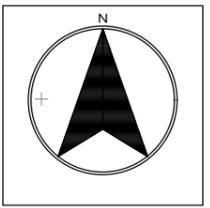
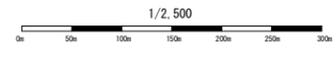


図 - 2
計 画 図
縮尺 1/2,500
図面 全業の